

「SHUWAYBILL 及び JSE-CTWAYBILL」制定趣旨書

社団法人日本海運集会所
書式制定委員会
Sea Waybill 書式制定審議小委員会

2008年4月17日開催の平成18・19年度第4回書式制定委員会において、「SHUWAYBILL 2008 及び JSE-CTWAYBILL 2008」の制定が承認されたので、ここに同書式の制定経緯及び審議内容等を公表する。

1. 制定経緯

昨今、集会所に対して Sea Waybill に関する標準書式への問い合わせが寄せられるため、平成18年9月26日開催の平成18・19年度第1回書式制定委員会において同標準書式の制定が決議され、公正で実務的妥当性のある同標準書式を制定することを趣旨として、Sea Waybill 書式制定審議小委員会が設立された。

審議に際しては、過去に書式制定委員会で作成した3種類のB/Lを基に検討することとしたが、Waybillがその性格上、Carrierが発行する運送状であるため、そのうちOwner's B/LであるSHUBILL-1994(A)を除いた、SHUBILL-1994(B)及びJSE-CT B/LをApplicable B/Lとして摂取するWaybillを作成することとした。

2. Sea Waybill 書式制定審議小委員会委員 (印は委員長、役職は委嘱時)

【船社】

川崎汽船(株)	総務・法務グループシニアマネージャー	吉田 仁 氏
日本郵船(株)	法務グループ法規チーム課長代理	山道 恒昭 氏
(株)商船三井	総務部 法務・保険グループ	本吉 正樹 氏

【荷主】

三菱商事(株)	不定期船事業ユニット総括マネージャー	川村 文徳 氏
三井物産(株)	物流機能推進部ロジスティクス推進室室長	福田 隆 氏

【学識経験者】

佐藤隆昭法律事務所	弁護士	佐藤 隆昭 氏
-----------	-----	---------

3. 審議内容(逐条解説)

. 表面記載欄の内容

(1) 作成するWaybillのレイアウトは、Applicable B/LであるSHUBILL-1994(B)及びJSE-CT B/Lをそのまま利用することとしたが、本書面がWaybillであることを明らかにするため、国際海上物品運送法にいう船荷証券とは解釈されない旨の文言を、右上の「署名約款」(IN WITNESS～)の下に、枠で囲って記載することとした。

- (2) 署名欄に関しては、本来 Waybill は、その性格上、Carrier が発行する運送状であるため「as Carrier」として署名されるべきであるが、実務、特に不定期船においては、「for the Master」として署名される Waybill も多数存在するため、SHUWAYBILL-2008 については、この欄を空欄（タイトルとして「Signature」とのみ記載）として、その記載を利用者の自由に任せることとした。

. 裏面約款の内容

- (1) 第 1 条では、第 1 項で Applicable B/L を明記してその内容を摂取する旨規定し、第 2 項で CMI Uniform Rules が摂取される旨規定した。同 Rules は、荷受人の変更や運送品処分権の移転について適切に規定しており、これらの事態への対応については、別途規定を設けると利用者の混乱を招く虞があるため、この規定のみで対応することとした。ただし、CMI Uniform Rules が Applicable B/L や当事者により合意されたその他の条項に優先する旨の規定（同 Rules 第 4 条(iii)）については、これを除外することとした。
- (2) 第 2 条では、荷送人が異議なく本 Waybill を受け取ることで、荷送人が表面及び裏面の約款に合意したものと見なす「受諾約款」、及び荷送人と運送人との間で本 Waybill 以外に何らかの合意があったとしても本 Waybill の規定がそれらに優先する旨の「優先約款」を規定した。
- (3) 第 3 条では、米国での Fair opportunity rule に対応するため、責任制限について明記することとした*。SHUBILL-1994(B)及び JSE-CT B/L は、それぞれその性格の違いから責任限度額については異なる規定となっているため、本条項はそれぞれの Applicable B/L の責任限度額に対応するよう規定した。
- (4) 第 4 条では、Applicable B/L 同様、本 Sea Waybill が日本法に準拠する旨、及び争いがあった際には日本海運集会所の海事仲裁委員会に仲裁を付託し、当事者はその判断を最終のものとしてこれに従う旨の規定を置いた。これを直接規定しておかないと米国では認められない可能性があるため、明記することとした。

* なお、同 Rule の存在については、近時これを否定する判決（*Ferrostaal, Inc. v. M/V Sea Phoenix, et al.*, 2006 AMC 1217 (3d Cir.））も存在する。